



**甚目寺庁舎に
手話通訳者を配置しています**
 火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
 木曜日 午前9時～正午
 ※上記以外の曜日、または甚目寺
 庁舎以外でのご利用につきましては、
 はお問い合わせください。
問合せ先 社会福祉課
 ☎444・3135 FAX443・3555
 ✉shogai@city.ama.lg.jp

子育て

子育て応援！
ファミリー・サポート・センター
依頼会員を募集します！
 子育てのお手伝い(お子さんの送
 迎・一時預かり)をしてほしい方、地域
 の方にお願ひしてみませんか？
登録説明会
日時 7月26日(月)
 午前10時～11時45分
場所 大治町総合福祉センター
対象 生後6か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、また
 は大治町内在住、または在勤の方
 ※妊婦さん、または生後6か月未満
 のお子さんをお持ちの方も仮登録
 可能。事務局へお問い合わせくださ
 い。

※登録説明会への参加が必要です。
 都合がつかない場合は事務局へお
 電話ください。
定員 8人
申込 説明会の3日前までに電話、
 またはメールでお申し込みくださ
 い。
 ※説明会の無料託児有り(4か月から
 未就学児まで、要予約、定員有り)
 託児をご希望の場合は開催日1週
 間前までに申し込みが必要です。

メール申込 件名「説明会申込み」、
 本文に「氏名、電話番号、参加日、託
 児の有無(有は名前・月齢・年齢)」
 を記入して送信してください。
問合せ先 あま市・大治町広域ファミ
 リー・サポート・センター事務局
 (甚目寺庁舎子育て支援課内)
 ☎462・0150
 FAX462・0160
 ✉ama-harufamisapo@clovernet
 ne.jp

募集

児童館会計年度任用職員
(児童厚生員)募集
業務内容 児童館運営業務

賃金 市の規定に基づき支給(通勤
 手当は距離に応じて支給)
勤務地 甚目寺地区の児童館
勤務時間 午前8時30分～午後5時
 15分(うち7時間勤務、休憩1時間
 有、週5日)
応募資格 保育士、幼稚園・小学校教
 諭などの資格を有する方
提出書類 履歴書(写真貼付)、資格
 の写し、健康診断書(後日でも可)
提出先 甚目寺北児童館
 ※書類提出後、面接のうえ決定します。
問合せ先 甚目寺北児童館
 ☎445・1367
 FAX445・0346

児童クラブ会計年度任用職員
(支援員)募集
業務内容 児童クラブ事業運営全般、
 補助
賃金 市の規定に基づき支給(通勤
 手当は距離に応じて支給)
勤務地 市内の児童クラブ
勤務時間 午後2時30分～午後7時

まで(週2日)～5日勤務可能な方。
 勤務時間応相談)
 ※土曜日、学校長期休業日等は午前
 7時30分～午後7時まで(交代制)
応募資格 放課後児童支援員認定資
 格、保育士、幼稚園・小学校教諭な
 どの資格を有する方、これらに該当
 しない方で子育て支援に熱意と理
 解のある方
提出書類 履歴書(写真貼付)、資格
 の写し、健康診断書(後日でも可)
提出先 甚目寺北児童館
 ※書類提出後、面接のうえ決定しま
 す。

問合せ先 甚目寺北児童館
 ☎445・1367
 FAX445・0346

保育園会計年度任用職員
(保育士)募集
業務内容 保育補助業務
賃金 市の規定に基づき支給
 ※通勤手当は距離に応じて支給
勤務地 市立保育園
勤務時間 午前7時30分～午後7時
 (うち7時間以内勤務、休憩1時間
 有、週5日以内)
応募資格 保育士資格を有する方
提出書類 履歴書(写真貼付)、資格
 の写し

※後日依頼のときに健康診断書
提出先 子育て支援課(甚目寺庁舎)
※書類提出後、面接のうえ決定しま
す。

問合せ 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

寄附



寄附のお礼

有限会社武尊工業様

甚目寺庁舎の窓口へ

飛沫防止アクリル板 11枚

ご厚意ありがとうございました。

問合せ 総務課

☎444・1711

FAX 441・8330

福祉



金婚夫婦の申込受付のご案内

市ではこのたびめでたく結婚50周年を迎えられた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いします。

対象

昭和46年12月31日以前に婚姻された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えられてからあま市に転入した夫婦を除く)

住所要件

9月1日(水)現在、市内に住所を有する夫婦

受付期間

7月12日(月)～8月20日(金)
(土・日曜・祝日を除く)

受付場所

- ・高齢福祉課(甚目寺庁舎)
- ・七宝、美和市民サービスセンター

申請方法

各受付場所に所定の申請書を用意してあります。必要事項を記入して提出してください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

問合せ 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

シニアいきいきアンケート(再通知)の回答にご協力ください

70歳以上の方(要介護・要支援認定者を除く)を対象に、心身の機能低下を早期に発見するために「シニアいきいきアンケート」を4月下旬に送付し、皆様に返信のご協力をいただいています。返信をいただけない方に対して、7月下旬に再度お知らせします。また、アンケートの結果により専門職による訪問相談等をさせていただきます。

令和2年度においては、1万4,567人に通知した結果、88.5%の回答率でした。回答をいただいた方のうち3,814人が要支援・要介護状態となる恐れの高い状態にある方と判定されました。

なお、令和2年度の状況については、市公式ウェブサイト「地域包括支援センター」をご参照ください。

問合せ 地域包括支援センター(甚目寺庁舎)

☎444・3159

FAX 443・3555

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度のお知らせ

あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護等を利用する場合、サービス利用に伴う利用者負担が軽減される制度があります。

対象

(1) 次のすべてに該当する人

- ・ 世帯員の中に市民税課税者がいない

- ・ 年間収入が単身世帯で150万円(世帯員一人増すごとに50万円加算)以下
- ・ 預貯金などが単身世帯で350万円(世帯員一人増すごとに100万円加算)以下
- ・ 居住用の家屋や土地、日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない
- ・ 負担能力のある親族などに扶養されていない
- ・ 介護保険料を滞納していない

(2) 生活保護受給者

軽減対象となる費用と軽減割合

- ・ 10%の利用者負担額の原則4分の1
- ・ 食費、居住費(滞在費)、宿泊費の原則4分の1

※生活保護受給者は、サービスにかかる個室の居住費(滞在費)のみ全額軽減となります。

※軽減を受けるには、申請が必要で
す。審査の結果、対象となる方に確
認証の交付をしますので、サービス
利用時に軽減事業者へ提示してく
ださい。

※対象となるサービスや申請方法に
ついて、詳しくは高齢福祉課(甚目
寺庁舎)へお問い合わせください。

問合先 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

介護保険住宅改修費・福祉用具購 入費受領委任払いの開始について

居宅要介護被保険者等の一時的な
経済的負担を軽減するため、介護保
険住宅改修費及び福祉用具購入費受
領委任払いを開始します。

従来の償還払いでは、一度費用を
全額事業者へお支払いいただき、後か
ら負担割合に応じた給付を行います。
受領委任払いでは、費用の負担割合
のみをお支払いいただき、差額を市
が事業者に対して給付します。

受領委任払いは市に登録された事
業者でのみ可能です。

介護保険住宅改修費及び福祉用具

購入費の詳細につきましては、高齢福
祉課(甚目寺庁舎)もしくは担当のケ
アマネジャーまでお問い合わせくだ
さい。

開始日 7月1日(木)

問合先 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

戦没者遺児の皆様へ

日本遺族会は、令和3年度戦没者
遺児による慰霊友好親善事業の参加
者を募集しています。

同事業は、戦没者の遺児を対象と
して、父等の戦没した旧戦域での慰
霊追悼や友好親善をはかることを目
的としています。

費用は参加費として10万円です。

実施地域

広域地域

- ①西部ニューギニア②ボルネオ・マ
レー半島③東部ニューギニア④ビ
スマーク諸島⑤中国⑥トラック諸
島⑦パラオ諸島⑧ミャンマー・タイ
- ⑨フィリピン(1次)⑩マーシャル諸
島⑪ソロモン諸島⑫マリアナ諸島
- ⑬フィリピン(2次)⑭台湾・バシー
海峽

特定地域

- ①東部ニューギニア②西部ニューギ

ニア③ミャンマー

※実施地域は変更となる場合があります。
また、地域ごとに申込締切日
があります。

申込・問合先 愛知県遺族連合会

☎231・6504

保険・年金



国民年金保険料を納めることが 困難な方へ

毎月納めていただく国民年金保険
料ですが、収入の減少や失業等によ
り、保険料を納めることが難しくな
ることもあります。

学生以外の人で、保険料の納付が
困難な場合には、本人からの申請に
より保険料が免除または納付猶予と
なる制度があります。

令和3年度分については、7月1日
(木)から申請できます。年金手帳を持
参していただき、保険医療課(甚目寺
庁舎)、七宝・美和市民サービスセン
ターにて申請してください。

なお、失業の場合には、ハローワー
クで交付される「雇用保険受給資格
者証」または「離職票」の写しが必要
となります。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

年金相談「相談無料・秘密厳守」

年金に対する疑問にお答えします
中村年金事務所の職員を招いて、
年金相談を開催します。お気軽にお
いでください。

なお、相談窓口にみえた本人以外
の方の相談については、夫婦、兄弟・姉
妹等の親族であっても、相談内容に該
当する本人の委任状が必要になりま
す。

日時 7月27日(火)

午前10時～正午、午後1時～3時

※事前予約はできません。

場所 甚目寺庁舎 相談室

持ち物 本人確認ができる書類、基
礎年金番号がわかる書類

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

FAX 443・3555

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

高齢受給者証の更新について

国民健康保険に加入していて高齢受給者証をお持ちの方は、7月31日(土)に有効期限が切れますので、7月下旬に新しい受給者証を葉書タイプの郵便で送付します。

受給者証が届きましたら、記載事項に誤りがないかを確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日(土)までに受給者証が届かない場合は、保険医療課(菟目寺庁舎)へ連絡してください。

有効期限の切れた受給者証は、保険医療課(菟目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンターへお返しいただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

対象者 70～74歳の国民健康保険加入者

問合先 保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

後期高齢者医療被保険者証の更新について

後期高齢者医療制度加入者の方が現在お持ちの被保険者証は、有効期限が7月31日(土)までです。8月1日(日)以降に使用していただく被保険者

証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。

被保険者証が届きましたら、記載事項に誤りがないかを確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日(土)までに被保険者証が届かない場合は、保険医療課(菟目寺庁舎)へ連絡してください。

有効期限の切れた被保険者証は、保険医療課、七宝・美和市民サービスセンターへお返しいただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

問合先 保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555



後期高齢者医療コールセンターのご案内

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター(電話窓口)を開設します。保険料の算定方法や保険証の負担割合等については、コールセンターへお問い合わせください。

<お問い合わせ電話番号>

0570・011・558(ご利用には通信料がかかります。)

【期間】7月12日(月)～8月31日(火) ※土・日曜・祝日も開設

【時間】午前8時45分～午後5時15分

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

※後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬頃に郵送します。

※納付方法など納付に関するご相談については、あま市保険医療課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

ご注意

コールセンターは、受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示したりすることは一切ありません。

不審な電話がありましたら、あま市保険医療課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

問合先 愛知県後期高齢者医療広域連合

管理課保険料グループ ☎955・1223 FAX955・1298

あま市保険医療課

後期高齢者医療担当 ☎444・3168 FAX443・3555